

美幌町自治基本条例を生きた条例にするための

アクションプラン

平成26年度の実施結果

平成27年5月

美幌町自治基本条例庁内推進委員会

1 はじめに

美幌町自治基本条例を生きた条例にするための 「アクションプラン」 策定の趣旨

平成23年4月に施行された美幌町自治基本条例は、本町の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにしています。

地方分権改革の進展により、国から地方へ権限が徐々に移ってきており、この流れは今後も続くことが予想されます。それは、地域のことは、その地域の人が自らの責任において決めていくことを意味し、これまで以上に、その自治体がどのようなまちづくりを進めて行くかによって、自治体の間に大きな開きがでてくることを意味します。このような中、美幌町のまちづくりの方向性を決めるに当たっては、より多くの町民の皆様と話し合っていく必要があります。さらに、その実践に当たっては、町民、議会、行政が一体となり協力していかなければなりません。

美幌町自治基本条例を制定しただけで終わらせては何の意味もありません。条例に基づき行動を起こすことにより初めて生きた条例となります。

この条例の目的である「町民主体の自治」を実現するための取り組みをまとめたのがこの「アクションプラン」です。

- | | |
|------------|----------|
| ● 平成23年11月 | 策定 |
| ● 平成24年 4月 | 実施結果策定公表 |
| ● 平成25年 4月 | 実施結果策定公表 |
| ● 平成26年 4月 | 実施結果策定公表 |
| ● 平成27年 5月 | 実施結果策定公表 |

1 体系図・もくじ

関連条文	アクションプラン名	具体的なプランの内容	ページ
第2章 情報共有 第5条 情報の共有 第6条 情報の提供 第7条 説明責任 第8条 情報公開 第9条 個人情報保護 第10条 町民の意見等 第11条 会議の公開	①情報公開の推進	周知用パンフレットの作成	P3
		運用マニュアルの作成	P3
		審議会等の会議の公開に関する条例の制定	P3
	②情報提供の推進	各担当によるHP更新体制の整備	P4
		ホームページの内容の改善	P4
		積極的な情報提供	P4
	③公文書の適正な管理	ファイリングシステムの導入の検討	P5
		公文書管理条例の検討	P5
		公文書の手引きの作成	P5
第3章 町民参加 第12条 町民参加の基本 第13条 町民参加の対象 第14条 町民参加の方法 第15条 提出された意見等の取扱い 第16条 審議会等の委員の選任	④町民参加の機会の拡充	青少年・子どもの町政への参加の推進	P6
		女性の町政への参加の推進	P6
		町民参加対象施設に関する規則の制定	P7
		町民が参加しやすい手法の検討	P7
		審議会等の見直し	P7
		審議会等の委員の公募に関する条例の制定	P7
		パブリックコメント手続条例の制定	P8
第4章 住民投票 第17条 住民投票 第18条 住民投票の請求等	⑤住民投票制度の創設	住民投票条例及び施行規則の制定	P9
		住民投票制度の周知	P9
第6章 協働・コミュニティ 第22条 協働の推進	⑥協働の推進	協働事業を推進する制度の検討	P10
		協働指針・マニュアルの作成	P10

関連条文	アクションプラン名	具体的なプランの内容	ページ	
第9章 行政運営 第36条 総合計画 第37条 財政運営 第38条 行政評価 第39条 行政改革 第40条 行政手続 第41条 政策法務 第42条 危機管理 第43条 公益通報	⑦総合計画の適正な運用	実施計画の進捗管理 総合計画と他の計画との整合性 第6期総合計画策定及び検討内容の公表 総合計画条例の検討	P11 P11 P11 P12	
	⑧健全な財政運営	中長期の財政計画の策定 予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成	P13 P13	
	⑨行政評価システムの再構築	行政評価システムの構築 行政評価条例の検討	P14 P14	
	⑩行政改革の推進	第5次実施計画の策定	P15	
	⑪行政手続制度の適正な運用	審査基準の検証 標準処理期間の設定・公表	P16 P16	
	⑫政策法務の推進	政策法務推進体制の整備	P17	
	⑬危機管理体制の整備	地域防災計画の見直し 各種マニュアルの作成 防災体制の整備	P18 P18 P18	
	⑭公益通報制度の創設	法令遵守推進条例の制定	P19	
	第11章 条例の見直し等 第48条 条例等の見直し 第49条 美幌町自治推進委員会	⑮条例の進捗管理	自治基本条例庁内推進委員会の設置・運営 自治推進委員会の設置、運営	P20 P20
	条例の周知 町民への周知又は職員の研修等	⑯住民への周知	説明会・ワークショップ等の開催 「まちづくりすいしんニュース(仮称)」の発行 子ども向けパンフレットの作成	P21 P21 P21
		⑰職員研修	職員研修の実施	P22

第2章 情報共有

アクションプラン 1 「情報公開の推進」

現状と課題	情報公開制度は、町民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利を明らかにしたものです。情報の共有を進める上でこの制度は欠かすことのできないものであるため、現在、未作成であるパンフレットを作成し、町民に対し制度の周知を図る必要があります。また、この制度を適正に運用させるためには、行政は制度の趣旨等を十分に理解し運用していかなければならないことから、運用マニュアルの作成が必要であります。公開できないものについては過去の判例に基づき整理を行い、職員が適正かつ迅速に対応できる体制を整備していきます。
今後の取組	●周知用パンフレットの作成 ●運用マニュアルの作成 ●審議会等の会議の公開に関する条例の制定

【担当：総務グループ】

取組内容		平成24年度	
周知用パンフレットの作成			
		12月	
進捗状況	実施済 (H24)	【現状・今後の方向性】 パンフレットを作成しました。	

【担当：総務グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
運用マニュアルの作成				
		マニュアルの内容検討・マニュアルの作成		
進捗状況	実施済 (H26)	【現状・今後の方向性】 マニュアルを作成しました。		

【担当：総務グループ】

取組内容		平成24年度		
審議会等の会議の公開に関する条例の制定				
		条例(案)の策定 1月 3月 パブリックコメント手続の実施 議会上程・議決		
進捗状況	実施済 (H24)	【現状・今後の方向性】 自治基本条例第11条に規定されている会議の公開について、この会議の公開制度の実効性を確保するために、具体的な制度について条例を制定しました。		

現状と課題	情報の共有を進める上で最も重要なものは、行政が保有する多くの情報を町民に提供していくことであると考えます。現状の広報媒体による提供に加え、新たな提供手法の検討を進めていく必要があります。 また、現代社会においてホームページは、重要な情報提供の手段です。平成23年度に町ホームページをリニューアルしましたが、さらに幅広い情報を迅速に提供できるようにする必要があります。
今後の取組	●各担当によるHP更新体制の整備 ●ホームページの内容の改善 ●積極的な情報提供

※HP=ホームページ

【担当:総務グループ】

取組内容		平成24年度
進捗状況	各担当によるHP更新体制の整備	12月  体制の整備
	実施済(H24)	【現状・今後の方向性】 各担当がHPを更新できるシステムを整備しました。

【担当:総務グループ】

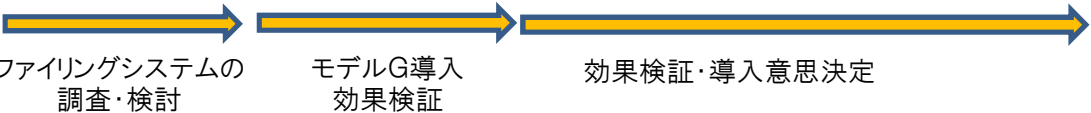
取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
進捗状況	ホームページの内容の改善	 改善点の洗い出し	 内容の検証・改善	 内容の充実
	実施中	【現状・今後の方向性】 各担当がHPを更新できるようにシステムを変更し、迅速な情報発信体制が整いました。また、26年度に庁内委員会にて内容を検討し、27年度中にリニューアルを行う予定です。		

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度	平成25年度
進捗状況	積極的な情報提供	 情報の提供手法の検討	 検討結果に基づく実施	
	実施済(H25)	【現状・今後の方向性】 「まち育」講座及び「まち育」出前講座の制度設計と開催、「まち育新聞」の発行、1階ロビーに情報コーナーを設置するなど新たな手法で情報を提供しています。これらの新たな情報提供手法と地域サポーター制度を併用することにより、情報の種類によって適切な情報提供の手法を選択し、実施していきます。		

現状と課題	「情報公開制度と行政文書管理は車の両輪」とされており、情報公開制度の充実を図るためには、適正に公文書を管理しなければなりません。このことは、適正な公文書の作成、保管、保存、廃棄を意味しており、これら一連の管理を全庁的に行っていく必要があります。 公文書は市民の財産であることの認識にたち、現状の公文書管理を改善する取組が必要です。
今後の取組	●ファイリングシステムの導入の検討 ●公文書管理条例の検討 ●公文書の手引きの作成

【担当：総務グループ】

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ファイリングシステムの導入の検討	 ファイリングシステムの調査・検討 モデルG導入効果検証 効果検証・導入意思決定		
進捗状況	【現状・今後の方向性】 平成24年度にモデルGでファイリングシステムを試行導入、25年度に効果の検証と導入の意思決定を図り、26年度の導入に向けて作業を進めていきます。		

※ G = グループ

【担当：総務グループ】

取組内容	平成23年度	平成24年度
公文書管理条例の検討	 条例の調査・研究 条例制定可否の意思決定	
進捗状況	【現状・今後の方向性】 情報共有ワーキンググループにおいて検討を進めた結果、公文書管理条例は、文書管理の手法であるファイリングシステムと関連している部分が多いため、ファイリングシステムの動向を踏まえ検討すべきと判断しました。	

【担当：総務グループ】

取組内容	平成24年度
公文書の手引きの作成	 手引きの作成
進捗状況	【現状・今後の方向性】 行政運営ワーキンググループにおいて検討を進め、手引きを作成しました。今後においても職員研修を活用し周知徹底を図っていきます。

第3章 町民参加

アクションプラン

4

「町民参加の機会の拡充」

現状と課題	町民参加は、町民主体のまちづくりを進めるうえで、最も重要な要素です。本町の町政への町民参加の現状は、行政が策定する各種計画やその見直しに当たり、審議会等やアンケート調査、パブリックコメントなどにより町民の皆様から意見をいただいております。今後、さらに町民主体のまちづくりを進めて行くためには、ワークショップや参加型パネルディスカッションなど新しい手法により、今まで以上に多くの方から意見をいただくことが必要であり、特に、女性や将来の担い手である子どもの町政への参加を推進していく必要があると考えます。
今後の取組	● 青少年・子どもの町政への参加の推進 ● 女性の町政への参加の推進 ● 町民参加対象施設に関する規則の制定 ● 町民が参加しやすい手法の検討 ● 審議会等の見直し ● 審議会等の委員の公募に関する条例の制定 ● パブリックコメント手続き条例の制定

【担当：まちづくりグループ・社会教育グループ・全グループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
青少年・子どもの町政への参加の推進	先進事例の研究・取組内容の検討 子どもの町政参加の推進、参加方法の研究 子ども条例等の調査・研究		
進捗状況	【現状・今後の方向性】 町民参加ワーキンググループにおいて検討を進め、子ども条例については現時点で条例制定の必要性は無いと判断しました。今後とも、新しい手法を研究しながら、引き続き子どもの町政への参加の推進に取り組んでいきます。		

【担当：まちづくりグループ・全グループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
女性の町政への参加の推進	参加率向上の推進 男女共同参画推進条例の調査・研究		
進捗状況	【現状・今後の方向性】 参加率向上については、庁内で統一した考えを持つ必要性から計画を定め推進を図っており、現在は第4次プランの策定に向け取り組んでいます。なお、男女共同参画推進条例については、今後においても調査・研究を重ねていきます。		

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取組内容		平成23年度
町民参加対象施設に関する規則の制定		 規則の検討及び制定
進捗状況	実施済 (H23)	【現状・今後の方向性】 平成24年4月1日から施行しました。

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
町民が参加しやすい手法の検討		 「まち育」講座、出前講座の実施	 「まち育」講座、出前講座の実施 ワークショップ等の実施	
進捗状況	実施中	【現状・今後の方向性】 情報共有と町民参加の新しい手法として「まち育」講座、「まち育」出前講座を制度化し実施しています。今後においても、ワークショップ等町民が参加しやすい手法を検討していきます。		

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度
審議会等の見直し		 審議会等の管理及び運営に関する指針の策定(H24.3.29制定)	 指針に基づく見直しの実施  附属機関条例案の策定  3月 議会上程・議決
進捗状況	実施済 (H24)	【現状・今後の方向性】 平成23年度に審議会等のあり方を含め検討し、指針を策定しました。平成24年度には、この指針に基づき見直しを行い、さらには附属機関毎に定められていた条例を分かりやすさや管理・運営の効率化を図ることを目的として、既存の条例を改廃・統合し、新設の附属機関を含めて一本化した「美幌町附属機関条例」を制定しました。	

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度
審議会等の委員の公募に関する条例の制定		 12月 条例制定可否の意思決定
進捗状況	実施済 (H24)	【現状・今後の方向性】 条例制定の必要性が無いと判断しました。

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度			
パブリックコメント手続条例の制定		6月 自治推進委員会へ説明 10月 パブリックコメント手続の実施 3月 議会上程・議決			
進捗状況	実施済(H24)	【現状・今後の方向性】 自治基本条例条文上において別に条例で定める委任規定は定めていませんが、パブリックコメント手続制度は分権時代における町民参加の手法において重要な制度であることから、この制度の継続性、安定性を図るため、要綱という内部規範から条例を根拠とする制度に移行するため条例を制定しました。			

第4章 住民投票

アクションプラン

5

「住民投票制度の創設」

現状と課題	自治基本条例第17条及び第18条において、「常設型」の住民投票制度を見据えた規定が置かれており、この規定に基づき具体的な手続等を定める条例及び施行規則の制定が必要です。
今後の取組	●住民投票条例及び施行規則の制定 ●住民投票制度の周知

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度				
		11月	12月	1月	2月	3月
住民投票条例 及び施行規則 の制定		住民投票制度の検討 条例素案の策定		施行規則の策定		
		自治推進委員会で制度の審議				議会へ条例案上程
			パブリック コメント		条例案 の決定	
進捗 状況	実施済 (H23)	【現状・今後の方向性】 平成24年4月1日から条例及び施行規則を施行しました。				

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度
住民投票制度の周知		町民への周知(広報、HP、説明会等) 職員研修の実施	
		住民投票条例の周知 (町民・各団体等への説明会等)	
進捗状況	実施済(H23)	【現状・今後の方向性】	
		「まち育」講座、「まち育」出前講座、「まち育新聞」で町民に対し周知しました。今後も「まち育」出前講座での説明、パンフレット等により周知を行います。	

第6章 協働・コミュニティ

アクションプラン

6

「協働の推進」

現状と課題	国ではこれまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難であった業務を町民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が一部の公共サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進するため支援事業を展開しています。本町においても、協働を推進していくべきと考えますが、「協働＝行政の下請け」とならないように、町民、NPO等の各種団体が協働事業を提案できる制度を検討していく必要があります。
今後の取組	● 協働を推進する制度の検討 ● 協働指針・マニュアルの作成

【担当:まちづくりグループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協働を推進する制度の検討			
進捗状況	【現状・今後の方向性】 協働の領域にかかる「まちづくり活動奨励事業」の補助率を上げることにより、より活用しやすい制度としました(H25.4)。なお、今後においても、協働を推進するための制度の研究を行っていきます。		

【担当:まちづくりグループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協働指針・マニュアルの作成			
進捗状況	【現状・今後の方向性】 他市町村の協働指針等を調査・研究し、協働マニュアルを作成中であります。今後においても、各分野において協働の浸透と推進を図っていきます。		

第9章 行政運営

アクションプラン

7

「総合計画の適正な運用」

現状と課題	現在、第5期美幌町総合計画(H18～H27)の計画期間中であり、昨年度に中間の見直しを行い、それに併せ計画の進捗状況を調査しました。今後は、毎年度進捗管理を行うとともに、次期計画の策定に当たっては、計画期間の見直しや検討内容の公表を行い、行政評価や他の計画との関連性を踏まえて計画を策定する必要があります。
今後の取組	●実施計画の進捗管理 ●総合計画と他の計画との整合性 ●第6期総合計画策定及び検討内容の公表 ●総合計画条例の検討

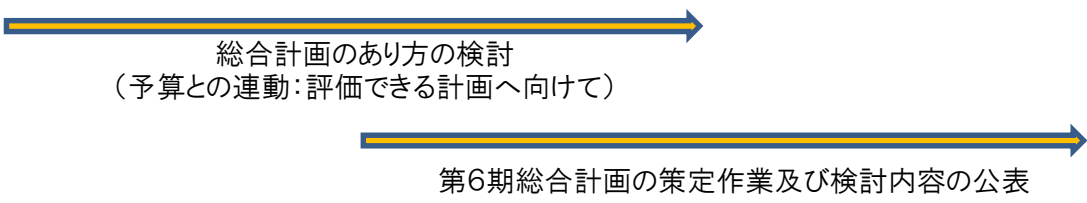
【担当:まちづくりグループ】

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施計画の進捗管理		進捗管理・公表	進捗管理・公表
進捗状況	【現状・今後の方向性】 実施済(H23) 平成23～25年度については、実施計画の実施結果を公表しており、今後においても計画の着実な推進を図り、その内容を公表していきます。		

【担当:全グループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合計画と他の計画との整合性			
進捗状況	【現状・今後の方向性】 実施中 平成26年度より第6期美幌町総合計画(H28～38)を策定中であり、分野毎の計画策定に当たっては総合計画と整合性が図られるよう取り進めています。		

【担当:まちづくりグループ】

取組内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第6期総合計画策定及び検討内容の公表			
進捗状況	【現状・今後の方向性】 実施中 町民主体で総合計画を策定するため「びほろみらいまちづくり会議」を組織するとともに、併せて庁内組織を立ち上げ策定作業を進めています。策定経過については、町ホームページに随時掲載し情報提供に努めています。また、総合計画・行政評価・予算・他計画がリンクする仕組みを図りました。		

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合計画条例の検討		 条例制定可否の意思決定 条例一部改正		
進捗状況	実施済 (H25)	【現状・今後の方向性】 総合計画のあり方(平成23年5月、地方自治法の一部改正により基本構想の策定に係る議決事項が撤廃)の検討結果を踏まえ条例制定の可否を検討しました。 美幌町自治基本条例第36条において、総合計画が謳われていることから新たな条例制定は行わないこととしましたが、第2項に基本構想の策定について議会の議決を経ることを加える一部改正を行いました。(H27.3)		

現状と課題	本町の財政状況は、平成22年度の決算において、実質公債費比率(町税や地方交付税など町が自由に使えるお金のうち、借金の返済に充てたお金の割合)が、地方債許可団体基準(お金を借りるのに国の許可が必要な団体)の18%を下回るなど、これまで経費削減に努めた効果が、徐々に見えてきています。しかし、厳しい財政状況であることに変わりはなく、今後も計画的に財政運営を行うとともに、町の財政状況について分かりやすく町民の皆様に説明する必要があります。
今後の取組	●中長期の財政計画の策定 ●予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成

【担当:財務グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度
中長期の財政計画の策定		 毎年度「中期財政試算(4年分)」を実施	
		 財政運営計画の見直し	
進捗状況	実施済(H24)	【現状・今後の方向性】 平成24年度に財政運営計画の見直しを行いました。 また、中期財政試算を毎年度見直しています。	

【担当:財務グループ】

取組内容		平成24年度
予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成		 分かりやすい資料の作成・公表
	進捗状況	【現状・今後の方向性】 予算、決算、財政状況説明資料の見直しを進め、平成24年度に作成し公表しました。今後においてもより分かりやすい資料の作成を進めていきます。

現状と課題	平成18年度から投資的経費のみについて行政評価を実施しておりますが、現在の評価システムは、制度面、運用面の双方において決して効果的なものとなっていないのが現状であります。厳しい財政状況の中、経営資源である「ヒト」、「モノ」、「カネ」を有効に配分し、最小の経費で最大の効果を上げることが行政には求められております。そのためにも、事業の必要性、効率性、有効性、公平性、優位性の視点にたち、事務事業を進めていかなければならず、それらを評価し、その結果を予算へ反映させるシステムの構築が必要であると考えます。
今後の取組	●行政評価システムの構築 ●行政評価条例の検討

【担当:まちづくりグループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行政評価システムの構築			
進捗状況	【現状・今後の方向性】 行政評価システムを構築し、事中評価・事後評価の試行導入を行っています。26年度の事中評価においては、新年度予算に反映させる仕組みとしました。今後は電算システムによる本格導入を図り、PDCAサイクルの確立を目指し取り組んでいきます。		

【担当:まちづくりグループ】

取組内容	平成24年度	平成25年度
行政評価条例の検討		
進捗状況	【現状・今後の方向性】 平成24年度から行政評価を試行導入しておりますが、その後においても内容の改善等が見込まれることから、当該システムの安定時期に併せて制定することとしました。	

現状と課題	昭和61年に行政改革大綱を策定して以来、継続的に行政改革に取り組んできており、平成21年度には第3次行政改革大綱及び第4次実施計画を策定しました。この第4次実施計画の期間は、平成24年度で終了することから、今後の行政改革のあり方を含めた検討を進め、第5次実施計画の策定に取り組めます。
今後の取組	●第5次実施計画の策定

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度
第5次実施計画の策定		 第5次実施計画の策定 第5次実施計画に基づき推進	
進捗状況	実施済(H24)	【現状・今後の方向性】 平成24年度に実施計画を策定しました。なお、時代背景等の要因から、第3次行政改革大綱についても改訂を行い、この大綱及び第5次実施計画に基づき行政改革を推進していきます。	

現状と課題	行政手続制度は、町民の権利利益を保障する手段として、事前手続のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性を図ることを目的としています。この趣旨に基づき本町においては、平成8年に行政手続条例を制定しておりますが、必ずしも条例に沿った運用がなされていないのが現状であり、この制度を適正に運用していく必要性から審査基準の検証及び標準処理期間の設定を行うこととします。
今後の取組	●審査基準の検証 ●標準処理期間の設定・公表

【担当：総務グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度
審査基準 の検証			
	進捗状況	【現状・今後の方向性】 行政運営ワーキンググループで検証し、担当グループで審査基準を整理しました。	

【担当：総務グループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度
標準処理期間 の設定・公表			
	進捗状況	【現状・今後の方向性】 行政運営ワーキンググループで検証し、担当グループで標準処理期間を整理しました。	

現状と課題	地方分権改革の進展に伴い、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。このような中で、行政は自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用していく必要があります。これらの権限を活用していくためには、「政策」と「法務」を結合し、政策法務の管理を徹底するための組織体制の構築が必要であると考えられます。政策を推進する「企画調整部門」、個別の政策課題に取り組む「担当課」、法的な視点から政策をサポートする「法制担当部門」が、役割を分担し、連携を図ることで、地方分権時代の政策法務マネジメントが可能となると考えます。
今後の取組	●政策法務推進体制の整備

【担当：総務グループ・まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
政策法務推進体制の整備		 政策法務推進体制の検討 (本町における政策法務の定義付け及び現状の課題の洗い出し)		
進捗状況	実施中	【現状・今後の方向性】 政策法務推進体制については、現在も検討中であり、今後、役割分担・連携を図り推進計画等の策定に取り組んでいきます。		

現状と課題	近年の突発的な豪雨の発生や東日本大震災により、全国的に地域防災計画の見直しの必要性が叫ばれております。これらのことから、本町においても地域防災計画を見直すとともに、避難勧告ガイドライン等を策定し、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう体制を整備していく必要があります。
今後の取組	●地域防災計画の見直し ●防災体制の整備

【担当：総務グループ】

取組内容		平成24年度
地域防災計画の見直し		 美幌町地域防災計画の見直し
進捗状況	実施済 (H24)	【現状・今後の方向性】 平成24年度に地域防災計画の見直しを行いました。

追加【担当：総務グループ】

取組内容		平成25年度
各種マニュアルの作成		 各種マニュアルの作成
進捗状況	実施済 (H25)	【現状・今後の方向性】 平成24年度に見直しを行った地域防災計画に基づき、平成25年度は防災ガイドブック、洪水ハザードマップを作成しました。

【担当：総務グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
防災体制の整備		 備蓄品及び資機材の整備		
		 避難所耐震診断・耐震工事(スポセン・コミセン)		
		 消防庁舎耐震診断		
		 防災ガイドマップの更新		
進捗状況	実施中	【現状・今後の方向性】 防災資機材として平成24年度は発電機・ハロゲンライトを、25年度は仮設トイレ・投光機・ジェットヒーターを、26年度にはストーブを整備しました。なお、27年度以降においては、防災無線の更新に係る調査・検討を進めながら、引き続き、地域防災計画に基づき防災体制の整備を進めていきます。		

現状と課題	近年、企業の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、平成18年4月に公益通報保護法が施行されました。一方、地方自治体においても入札談合への関与などの不祥事が後を絶ちません。これらの状況から、本町においても法令遵守(コンプライアンス)の確保と、公益のため通報を行った職員が不当な取扱いを受けず、保護されるための制度を整備する必要があります。
今後の取組	●法令遵守推進条例の制定

【担当:総務グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
法令遵守推進 条例の制定		 条例骨子の策定	 条例案の策定	 議会へ条例案上程
				 施行規則の策定
進捗 状況	実施済 (H26)	【現状・今後の方向性】 プラン当初においては、公益通報のみの条例制定を考えておりましたが、検討の結果、総合的に法令遵守を推進する必要性から、「美幌町法令遵守の推進に関する条例」を制定しました。(H27.3)		

第11章 条例の見直し等

アクションプラン

15

「条例の進捗管理」

現状と課題	自治基本条例を生きた条例とするためには、条例の運用状況を適正に管理していく必要があり、未整備の条例や制度については、速やか(1年以内を目標)に整備し、実行に移していかなければなりません。そのためには、庁内の推進体制を整えるとともに、町民の立場からこの条例を「守り育てていく」必要があるため、美幌町自治推進委員会を設置します。
今後の取組	●自治基本条例庁内推進委員会の設置・運営 ●自治推進委員会の設置・運営

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度	
自治基本条例庁内推進委員会の設置・運営		5月	3月
		庁内推進体制の検討 庁内推進委員会の設置	WGによる調査・研究・検討 WGの検討結果に対する意思決定 進捗状況報告
進捗状況	実施済(H23)	【現状・今後の方向性】 庁内推進委員会を設置するとともに、委員会の下部組織として町民参加・情報共有・町民参加のワーキンググループを設置し、調査、研究、検討を進めました。	

※ WG = ワーキンググループ

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度	平成25年度
自治推進委員会の設置・運営		9月		
		委員会の設置	各制度設計等の審議 アクションプランに基づく進捗管理	アクションプランに基づく進捗管理 まちづくりに対する提言・助言
進捗状況	実施済(H23)	【現状・今後の方向性】 平成23年度に委員会を設置し、計7回の会議を開催しました。また、条例制定1周年記念事業の実行委員会として当日を含め計3回開催しました。平成26年度におきましても、引き続き進捗管理を行っていただくとともに、まちづくりの推進について意見を頂きます。		

条例の周知

アクションプラン

16

「住民への周知」

現状と課題	自治基本条例制定後においても、町民の皆様に条例の内容を理解していただくため、様々な手法を用いて説明をしていく必要があります。広報やホームページでの周知はもとより、各種団体等への説明会や、ワークショップ、パネルディスカッション、フォーラムなど町民参加型の新たな周知方法を検討し実施していきます。
今後の取組	●説明会・ワークショップ等の開催 ●「まちづくりすいしんニュース(仮称)」の発行 ●子ども向けパンフレットの作成

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度
説明会・ワークショップ等の開催		12月 各種団体等への説明会を随時開催(広報・HPでの周知)	
		周知方法の検討	周知活動を継続的に実施
進捗状況	実施済(H24)	【現状・今後の方向性】 「まち育」講座、「まち育」出前講座での説明及び意見交換を実施しました。今後においても、継続的に周知活動をしていきます。	

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成23年度	平成24年度
「まちづくりすいしんニュース(仮称)」の発行		11月 自治推進委員会の取組内容等の周知、「まち育」新聞の発行	
進捗状況	実施済(H23)	【現状・今後の方向性】 「まち育」新聞を平成23年度2回、24年度3回、25年度3回を発行し全戸配布しました。引き続き、行政の各分野における情報発信に努めていきます。	

【担当:まちづくりグループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
子ども向けパンフレットの作成		8月 パンフレットの作成 関係部局との協議		パンフレットの作成、小・中学生への周知活動
進捗状況	実施中	【現状・今後の方向性】 パンフレットの作成については、現在、美幌高校手芸・イラスト部の協力によりマンガ版自治基本条例を作成中であり、作成後は周知を図っていきます。		

現状と課題	自治基本条例制定過程において、職員に対する説明会を実施し条例内容の周知に努めてきましたが、この条例をさらに深く理解し、条例に基づいたまちづくりを進めて行くために、職員に対する研修を実施します。 なお、新規採用職員に対しては、4月に行う研修のカリキュラムに組み込み実施していきます。
今後の取組	●職員研修の実施

担当:まちづくりグループ

取組内容		平成24年度		平成25年度	
職員研修 の実施		4月 → 新規採用職員 研修の実施	8月～9月 → 研修の実施	4月 → 新規採用職員 研修の実施	→ 各グループ毎に研修 (OJT)
	進捗 状況	【現状・今後の方向性】 毎年、新規採用職員に対し条例の内容について研修を実施しています。 また、全職員に対しては平成24年度に「日々の業務と自治基本条例の関わり」、「町民参加のまちづくりを進める上での課題」などについてグループワークなどを実施しました。今後においては各グループ毎に自治基本条例に基づき実施した各業務の拾い出しを行い、全庁的に実施内容の共有を図ることとします。			